

年 月 日

西宮市民設放課後児童クラブに係る保育料区分証明書交付申請書  
(兼手数料減免申請書)

西宮市長 様

|         |     |
|---------|-----|
| 〒       | TEL |
| 住 所     |     |
| 児 童 名   |     |
| 申 請 者 名 |     |

下記のとおり、西宮市民設放課後児童クラブに係る保育料区分証明書の交付を申請します。  
併せて、西宮市手数料条例施行規則第5条第4項の規定により、手数料の減免を申請します。

記

1. 証明期間 令和5年度分
2. 西宮市の市民税課税台帳を閲覧することを承諾します。

| 続柄         | フリガナ<br>名 前 | 生 年 月 日 | 市<br>チェック欄 |
|------------|-------------|---------|------------|
| 父親         |             | 年 月 日   |            |
| 母親         |             | 年 月 日   |            |
| 祖父<br>(同居) |             | 年 月 日   |            |
| 祖母<br>(同居) |             | 年 月 日   |            |

- ※1. 上記の方について名前等の記入をお願いします。
- ※2. 保護者が父母（祖父母）でない場合は、続柄欄を二重線で訂正し、記入してください。
- ※3. 保護者の方は、単身赴任等により児童と同居していない場合でも、名前の記入と押印をお願いします。
- ※4. 生活保護世帯の方は、「生活保護証明書」(写し可)又は「生活保護受給証の写し」を添付してください。
- ※5. 令和4年度の市・県民税が西宮市以外で課税されている方は、市・県民税の令和4年度課税証明書（市・県民税額の記載されたもの）を保護者（祖父母含む）の方全員分（お一人ずつ）添付してください。

**申請書受理後、保育料区分証明書を発行しますので、運営事業者への減免申請に添付して下さい**

【問い合わせ・提出先】 西宮市役所育成センター課 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 TEL:0798-35-3206

※ この申請書で交付される証明書は、西宮市民設放課後児童クラブの利用者に係る証明書です。西宮市立留守家庭児童育成センターの利用申請を行い、利用許可を受けている場合、「西宮市立留守家庭児童育成センター育成料決定通知書」を西宮市から送付しています。当該通知書の写しを証明書に代えて西宮市民設放課後児童クラブの運営事業者に提出することができます。

### ＜参考＞ 育成料減免額の決定方法について

| 世帯の所得区分                                 | 育成料    | 延長加算   |
|---|--------|--------|
| 生活保護世帯<br>令和4年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯で母子・父子世帯 | 0円     | 0円     |
| 令和4年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯                   | 2,000円 | 3,000円 |
| 令和4年度「育成料減免基礎額」が6万円未満（0円を除く）の世帯         | 4,100円 | 3,000円 |
| 令和4年度「育成料減免基礎額」が6万円以上12万円未満の世帯          | 6,100円 | 3,000円 |

### ＜ 「育成料減免基礎額」の計算方法 ＞

令和4年度 市民税所得割の額（※）－（A×330,000＋B×120,000）×6%

A：年少扶養控除対象者の人数

B：特定扶養控除上乗せ分対象者の人数

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定通知書」または「課税証明書」で確認できます。「源泉徴収票」ではありません。

（ 2022年度市民税課税における扶養親族の年齢は、2021年12月31日時点の年齢です。  
 年少扶養親族：2006年1月2日～2021年12月31日生まれ  
 特定扶養控除上乗せ分：2003年1月2日～2006年1月1日生まれ ）

### ■ 「育成料減免基礎額」について

本市では市民税の所得割の額から育成料減免額を決定しておりましたが、2010年度の税制改正において下記の扶養控除が廃止され、19歳未満の親族を扶養されている方の市民税の所得割の額が高くなることとなりました。この税制改正によって利用者にかかる負担が大きくなることのないよう、上記の「育成料減免基礎額」から育成料減免額を決定することとしております。

（参考 2010年度税制改正により廃止になった扶養控除額）

- ・年少扶養控除：16歳未満（0～15歳） の扶養親族1人あたり 330,000円
- ・特定扶養控除上乗せ分：16～18歳 の扶養親族1人あたり 120,000円